

法務省矯成第126号

令和8年1月26日

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
少年鑑別所長 殿 (参考送付)
矯正研修所長 殿 (参考送付)

法務省矯正局長 日 笠 和 彦
(公印省略)

刑事裁判の法廷における被告人の戒護及び手錠等の使用について (通達)

今般、刑事裁判の法廷における被告人の戒護並びに手錠及び捕縄の使用について、最高裁判所事務総局刑事局と協議した結果、原則的な取扱いを下記のとおり定め、本日から実施することとしましたので、遺漏のないよう配意願います。ただし、下記第2に規定する入退廷の手順については、具体的な運用方法は各裁判体が判断することとなることから、関係する裁判所との協議後にその取扱いを開始することとし、それまでの間は従前の取扱いとすることとして差し支えないこととします。

なお、昭和32年5月7日付け法務省矯正甲第398号当職通達「刑事法廷等における事故の防止について」は、廃止します。

記

第1 出廷前の準備等について

1 関係機関との連絡

(1) 刑事施設の長は、新たに入所する被告人に特異な動静がある場合に適切な引継ぎを受けられるよう、検察庁及び警察署との連絡を密に行うこと。

(2) 刑事施設の長は、裁判の審理状況や外部交通の内容等から被告人が

裁判官、裁判員、検察官又は弁護人に対して強い反感を抱いていることが判明した場合は、速やかにその旨を当該公判を担当する裁判官及び検察官に連絡するとともに、必要に応じて弁護人に連絡しておくこと。

(3) 粗暴性等の特性が認められる被告人の出廷に当たっては、出廷監督者は、開廷前に裁判官に本人の動静等について連絡し、検察官にもその旨を共有しておくこと。

(4) 刑事施設の長は、公判期日までの間における被告人の動静等から、逃走するおそれ、自身を傷つけ若しくは他人に危害を加えるおそれ又は設備や物品等を損壊するおそれがあると認められ、被告人席に移動する前に手錠及び捕縄（以下「手錠等」という。）を外す取扱い（以下「事前解錠」という。）を行うことが相当でないと判断した場合は、速やかに、裁判所に対し、その動静等に関する具体的な状況を伝えた上、裁判所との間で、手錠等の着脱の具体的手順について打合せを行うこと。

2 出廷に当たって注意すべき事項

(1) 刑事施設の長は、要注意者や要視察者等に指定している、又は特異な動静があった被告人の出廷に係る戒護職員（法廷に被告人を連行する刑務官及び開廷中に在廷する刑務官をいう。以下同じ。）の選定に当たっては、その適性について特に留意するとともに、当該被告人の動静等について詳細に当該職員に把握させ、保安事故の防止に万全を期すこと。

(2) 出廷に係る勤務に従事する刑務官は、刑事施設の居室から出室するときを含め、出廷時の身体、衣類及び所持品の検査等を確実に行うこと。

第2 被告人の入退廷の手順について

被告人の入退廷に関する具体的な手順については、以下によるものとする。ただし、各裁判所において使用される法廷の構造等の実情に応じ、裁判所との打合せにより、適宜の方法をとることは差し支えない。

1 一般的な刑事裁判（裁判員の参加する刑事裁判以外）の場合

(1) 入廷時の手順

ア 裁判所職員が、法廷内の被告人出入口付近についたて等を設置し、

裁判官が入廷した後、戒護職員が被告人を入廷させ、ついたて等の後方（傍聴人から視認されない位置。以下同じ。）付近で待機する。

その際、戒護職員は、被告人出入口扉を施錠するとともに、傍聴人から手錠等を使用されている被告人が視認されないよう配慮する。

イ 裁判官から被告人の手錠等を外す指示（以下「解錠指示」という。）を受けた後、戒護職員は、被告人の手錠等を外し、被告人を被告人席まで移動させる。

なお、その際、裁判所職員がついたて等を審理の妨げとならない場所に移動させる。

（2）退廷時の手順

ア 閉廷又は休廷となった場合、裁判所職員が法廷内の被告人出入口付近についたて等を設置するので、戒護職員は、ついたての設置を確認した後、被告人をついたて等の後方付近まで移動させる。

イ 戒護職員は、裁判官から手錠等の使用指示を受けた後、傍聴人から手錠等を使用されている被告人が視認されないよう配慮して被告人に手錠等を使用し退廷する。

なお、被告人が退廷後、裁判官が退廷する。

2 裁判員の参加する刑事裁判（以下「裁判員裁判」という。）の場合

（1）入廷時の手順

ア 裁判所内内線電話等で解錠指示がある場合

（ア）裁判体が法廷につながる扉の裏で待機し、裁判所職員が、法廷内の被告人出入口付近についたて等を設置した後、戒護職員が被告人を入廷させ、ついたて等の後方付近で待機する。

その際、戒護職員は、被告人出入口扉を施錠するとともに、傍聴人から手錠等を使用されている被告人が視認されないよう配慮する。

（イ）裁判所書記官が、内線電話等により、裁判官に対し、被告人の動静に関する情報を伝え、裁判長がその情報を踏まえ、裁判所書記官に対し、解錠指示を行うので、戒護職員は、裁判所書記官から解錠指示の伝達を受けた後、被告人の手錠等を外し、被告人を被告人席まで移動させる。

なお、裁判体が入廷するまで、裁判所書記官と裁判官との内線

電話等はつないだままとする。

(ウ) 裁判所書記官が、裁判官に戒護職員が被告人の手錠等を外したこと及び被告人が所定の位置に着席したことを伝え、裁判体が入廷し、裁判所職員がついたて等を審理の妨げとならない場所に移動させ開廷となる。

イ 裁判長が先に入廷し解錠指示がある場合

(ア) 裁判長が入廷し、陪席裁判官及び裁判員が法廷につながる扉の裏で待機し、裁判所職員が、法廷内の被告人出入口付近についたて等を設置した後、戒護職員が被告人を入廷させ、ついたて等の後方付近で待機する。

その際、戒護職員は、被告人出入口扉を施錠するとともに、傍聴人から手錠等を使用されている被告人が視認されないよう配慮する。

(イ) 戒護職員は、裁判長から解錠指示を受けた後、被告人の手錠等を外し、被告人を被告人席まで移動させる。

なお、その際、裁判所職員がついたて等を審理の妨げとならない場所に移動させる。

(ウ) 裁判所書記官が、内線電話等により、陪席裁判官に戒護職員が被告人の手錠等を外したこと及び被告人が所定の位置に着席したことを伝え、陪席裁判官及び裁判員が入廷し開廷となる。

(2) 退廷時の手順

ア 閉廷又は休廷となった場合、陪席裁判官及び裁判員が退廷し、これと同時に裁判所職員が、法廷内の被告人出入口付近についたて等を設置する。戒護職員は、ついたての設置を確認した後、被告人をついたて等の後方付近まで移動させる。

イ 戒護職員は、裁判長から手錠等の使用指示を受けた後、傍聴人から手錠等を使用されている被告人が視認されないよう配慮して被告人に手錠等を使用し退廷する。

なお、被告人の退廷後、裁判長が退廷する。

3 手錠等を外している間等における基本的な留意事項について

(1) 戒護職員は、被告人の手錠等を外している間（開廷中を除く。）、被告人が逃走し、自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え若しくは裁判

所の設備、器具等を損壊する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、自己の判断において、被告人を制圧した上、必要があれば、再度、手錠等を使用して拘束して差し支えないこと。

(2) 戒護職員は、公判期日当日の法廷で被告人の手錠等を外すまでの間の被告人の動静等に鑑みて、保安上の観点から事前解錠を行うことが相当でないと判断した場合は、適宜の方法により、裁判所に対し、その旨の意見を述べること。

(3) 戒護職員は、開廷前及び閉廷後において、みだりに被告人を裁判官、裁判員、検察官、弁護士及び一般傍聴人に近接させないようにすること。

第3 開廷中の被告人の着席位置及び職員の戒護位置について

1 基本原則

開廷中は、傍聴人、証人等の動静にも注意しながら、不測の事態に備え、最も適当な位置方法で戒護に当たるとともに、被告人の動静については特に注意をもって視察すること。

2 通常の戒護位置について

原則として、被告人の両隣に戒護職員が着席すること。ただし、特別の事情がある場合は、裁判所と協議の上で適切な位置とすること。

3 被告人を弁護人の隣に着席させるよう裁判所の指示があった場合の対応について

着席位置等については、公判中における被告人と弁護人との円滑な意思疎通の必要性と被告人に対する戒護の必要性を考慮し、原則として以下の(1)から(4)までのとおりとする。法廷の構造などの理由により、これにより難しい場合に、裁判所と協議の上、適宜の着席位置等とすることは差し支えないが、被告人と弁護人の間隔を空けずに密着させるなど、戒護に支障を生じるような着席位置とすることがないように留意すること。

(1) 被告人及び弁護人が各1名である場合

ア 被告人と弁護人の位置関係については、弁護人を裁判官・裁判員席の側とし、弁護人と被告人の間は肩幅程度の間隔を設けること。

イ 戒護職員のうち1名は、弁護人と反対側の被告人の隣に着席すること。

ウ 上記イと別の戒護職員は、逃走、暴行等の不測の事態に対応し得る態勢を執るため、被告人と弁護人の間に足が入る程度の位置に着席する必要があることから、被告人と弁護人から半身程度後方の被告人と弁護人の間の位置に着席すること。

(2) 被告人が複数で弁護人が1名の場合

ア 裁判官・裁判員席に最も近い位置に弁護人が着席し、被告人と弁護人の間は肩幅程度の間隔を設けること。

イ 戒護職員のうち1名は、弁護人と反対側の最も傍聴席に近い被告人の隣に着席すること。

ウ その余の戒護職員は、戒護職員及び被告人の数等に応じて、上記第3の2に準じて適切な位置に着席し、被告人と弁護人の間に位置する職員は、被告人と弁護人の間で半身程度後方の位置に着席すること。

(3) 被告人が1名で弁護人が複数の場合

ア 裁判官・裁判員席に最も近い位置に弁護人が一箇所にまとめて着席し、被告人と弁護人の間は肩幅程度の間隔を設けること。

イ 戒護職員のうち1名は、弁護人と反対側の被告人の隣に着席すること。

ウ その余の戒護職員は、戒護職員及び弁護人の数等に応じて、上記(1)ウに準じて適切な位置に着席すること。

(4) 被告人及び弁護人が複数の場合

被告人及び弁護人が複数の場合は、上記(1)から(3)に準じ、被告人が裁判官・裁判員席に最も近い位置に着席することや弁護人が被告人の両隣に着席すること(複数の被告人がそれぞれ選任した複数の弁護人が在廷する場合を除く。)がないようにすること。また、法廷の大きさなどの事情から、傍聴席と被告人の間に戒護職員が着席できないなど、弁護人の隣に被告人を着席させるための適切な場所が確保できず、上記(1)から(3)に準じた着席位置とすることができないと認められる場合には、事前に、裁判所、検察官及び弁護人に対してその旨を知らせ、被告人を弁護人の隣に着席させることの適否につき、十分に協議すること。

(5) 被告人の動静等から被告人を弁護人の隣に着席させることが相当で

ないと考えられる場合の対応について

被告人の動静等から、逃走するおそれ、自身を傷つけ若しくは他人に危害を加えるおそれ又は設備や物品等を損壊するおそれがあり、当該被告人を弁護人の隣に着席させることが相当でない事情が認められる場合は、事前に、裁判所、検察官及び弁護人に対してその旨を知らせるとともに、戒護職員が当該被告人の両隣に着席して戒護する必要がある旨を説明し、当該被告人を弁護人席の隣に着席させることの適否につき、十分に協議すること。

第4 その他の留意事項

1 法廷における被告人と弁護人とのメモ等文書の授受について

公判中、被告人と弁護人との間で、メモ等文書の授受を希望した場合、閲覧は許可すること。ただし、公判終了時には、必ず返却させ、弁護人が持参した用紙等には、被告人に筆記させないように留意すること及び被告人が持参した用紙等にも、弁護人に筆記させないように留意すること。

2 被告人に対するフック式ネクタイ（フックを襟元に掛けて固定する形態のネクタイをいう。以下同じ。）又は靴型サンダル（靴に模したサンダルをいう。以下同じ。）の貸与等について

(1) 刑事施設の長は、裁判員裁判に出廷する被告人から相応の服装で出廷したいことを理由としてフック式ネクタイ又は靴型サンダルの使用の願い出があった場合は、保安上不相当と認める事情があるときを除き、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令（平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令）第12条第1項の規定による認可があったものとして、当該被告人に対して、刑事施設備付けのフック式ネクタイ又は靴型サンダルを貸与すること。

(2) 上記(1)で貸与したフック式ネクタイ又は靴型サンダルの使用については、被告人が自弁のワイシャツ、ブラウス、スーツ等を着用するなど、フック式ネクタイ又は靴型サンダルを使用するに相応な服装をする場合に限ること。

(3) ワイシャツ、ブラウス、スーツ等の貸与はしないこと。自弁のベルトについては、従前どおり、使用を認めない取扱いを原則とすること。

(4) 被告人がフック式ネクタイ又は靴型サンダルの使用を願い出る場合

は、当該被告人の出廷日前の直近の平日までに、その旨の願せんを提出させる取扱いを原則とすること。

なお、出廷日当日にこれらの使用を願い出た場合は、貸与しない取扱いとして差し支えないこと。

- (5) 被告人の弁護人から刑事施設に対して、当該被告人にフック式ネクタイ又は靴型サンダルを使用させたいとの申入れがあった場合は、当該弁護人に対し、当該被告人から刑事施設の長に対してフック式ネクタイ又は靴型サンダルの使用を願い出る必要があること及び外部交通により、当該弁護人から当該被告人に対し、当該弁護人の意向を伝えるよう説明すること。

なお、被告人の弁護人からかかる申入れがあった場合において、当該被告人からの願い出がないときは、フック式ネクタイ又は靴型サンダルは貸与しない取扱いとすること。

- (6) フック式ネクタイについては、入廷直前に被告人に着用させ、退廷直後に被告人から返納させるものとし、裁判所の仮居室の中では所持させないこと。靴型サンダルについては、刑事施設と裁判所の間を護送する間においても使用させて差し支えないこと。
- (7) フック式ネクタイ又は靴型サンダルの使用を願い出た被告人について、保安上の理由により、これらを使用させない場合には、可能な限り、事前に、その旨を、裁判所、検察官及び弁護人に知らせるよう留意すること。